

答申第154号

令和8年(2026年)3月11日

札幌市長 秋 元 克 広 様

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 徳 満 直 亮



札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護
審査会条例第2条第1項第2号の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年1月22日付け札幌税制第1375号をもって諮問のありました下記の件について、
裏面のとおり答申します。

記

地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検につい
て

特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするに伴い、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、審議会において特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号）第10に定める適合性及び妥当性の観点から第三者点検を実施したところ、特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置が適正であると認められるため、審議会として妥当であると判断します。